

罹 患 証 明 書

滋 賀 県 立 膳 所 高 等 学 校

年 組 番 名前
(生年月日： 年 月 日)

診断名 _____

上記の診断のため、 年 月 日から 年 月 日
までの 日間の療養を要することを認めます。

以上の通り、証明します。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

学校確認欄	
担任	保健室

学校において予防すべき感染症について

【定義】

学校保健安全法施行規則より

教育の場、集団生活の場として望ましい環境を維持すると共に、生徒が健康な状態で教育を受けることができるようにするため、学校保健安全法施行規則において、直接あるいは間接的に人から人に感染する疾患を「学校で予防すべき感染症」とし、種類と出席停止の期間の基準などが定められている。

【出席停止の基準】

(令和5年7月現在)

	疾患名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 / クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る) 痘瘡 / ペスト / マールブルグ病 ラッサ熱 / 急性灰白髄炎 ジフテリア / 南米出血熱 中東呼吸器症候群 (ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスに限る) 特定鳥インフルエンザ (法律に規定するものに限る)	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主症状が消退後、2日を経過するまで
結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ/細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス / パラチフス 流行性角結膜炎/急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※その他の感染症とは、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症である。

ただし、本人の状態によってはこの限りではないので、主治医の判断に従うこと。

主なその他の感染症

- ◎溶連菌感染症:適切な抗生剤治療が行われたら、ほとんど24時間以内に伝染力を抑制できるので、医師による判断で全身状態がよければ登校可能。
- ◎感染性胃腸炎:主症状が消退後、全身状態が回復すれば登校可能。小型球形ウイルス(ノロウイルスなど)などによる感染症全般を示す。
- ◎手足口病:全身症状が安定したら登校可能。
- ◎ヘルパンギーナ:全身症状が安定したら登校可能。
- ◎マイコプラズマ肺炎:急性期が終わり、全身状態がよければ登校可能。